

檜原村重度障害者タクシー乗車料金等助成制度

平成28年度分の申請のご案内

在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成いたします。平成28年度分の助成についても、領収書等の書類が整いましたら平成29年3月末までに申請していただくようお願いいたします。

・対象者

村内に住民登録があり、平成28年4月1日現在、前年度（平成27年度）の住民税非課税の方で、次の条件に該当する方（施設入所者は除く）

- ①身体障害者手帳1種3級以上の方
- ②愛の手帳2度以上の方
- ③精神障害者保健福祉手帳2級以上の方

・助成金の額

タクシー乗車料金またはガソリン購入費を、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び保護者等が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金、学校給食費、認可保育所の保育料などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

・手続きに必要なもの

- ①檜原村重度障害者タクシー乗車料金等助成申請書
- ②檜原村重度障害者タクシー乗車料金等助成事業請求書
- ③印鑑
- ④助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの
(現金での支給は行いません。)
- ⑤身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ⑥タクシー乗車料金領収書またはガソリン購入費領収書
(領収日が平成28年4月から平成29年3月までのもの)

○問い合わせ及び申請先

〒190-0211

東京都西多摩郡檜原村2717

やすらぎの里内

福祉けんこう課福祉係

電話 042-598-3121